

令和4年第5回  
島尻消防組合議会10月定例会

会議録

令和4年10月27日(木)

令和4年第5回 島尻消防組合議会				1日目
10月定例会				
招集月日	令和4年10月27日(木)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午後12時13分	議長	運天 貴也
出席(応招)第5回 10月定例会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	嶺井 一也
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	當銘 直之
	消防長	屋比久 学	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	新里 昇昭		

令和4年第5回島尻消防組合10月定例会会期日程表（第1号）

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	十月二十七日 (木)	本会議	10時	(第1号) 第1. 仮議席の指定について 第2. 議長の選挙について
				(第1号の追加) 第1. 議席の指定について 第2. 会議録署名議員の指名について 第3. 会期の決定について 第4. 副議長の選挙について 第5. 管理者報告について 第6. 監査委員(議選)の選任同意について 第7. 令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について 第8. 令和4年度島尻消防組合歳入歳出補正予算(第3号)について 第9. 島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 第10. 一般質問

会 期 令和4年10月27日(木) 1日間

令和4年第5回島尻消防組合 10月定例会議事日程(第1号)

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		仮議席の指定について	
第2		議長選挙について	

令和4年第5回島尻消防組合 10月定例会議事日程(第1号の追加)

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		議席の指定について	
第2		会議録署名議員の指名について	
第3		会期の決定について	
第4		副議長選挙について	
第5		管理者報告について	
第6	同意第1号	監査委員(議選)の選任同意について	
第7	認定第1号	令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について	
第8	議案第14号	令和4年度島尻消防組合歳入歳出補正予算(第3号)について	
第9	議案第15号	島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
第10		一般質問	

次長兼総務課長（島袋清正）

組合議員選出後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、仲間光枝議員が年長者でありますのでご紹介いたします。仲間光枝議員、議長席にお着き下さい。

臨時議長（仲間光枝）

ただいま紹介されました仲間光枝でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いたいと思います。何卒よろしくお願いいたします。

これより令和4年第5回島尻消防組合10月定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、日程第一、「仮議席」を指定いたします。「仮議席」は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第二、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に運天貴也議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました運天貴也議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました運天貴也議員が議長に当選しました。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選しました運天貴也議員、当選人のごあいさつをお願いいたします。

議長（運天貴也）

皆さん、おはようございます。ただいま議長に当選しました南城市議会の運天貴也と申します。本議会も昭和50年に島尻消防、清掃組合が設立と同時に構成され、初代の屋宜宣貞議長より私で13代となります。

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響のもとにおける医療体制の変化、自然災害においては、観測史上初という言葉が度々使われるなど、大雨や巨大化する台風、また沖縄本島南東沖3連動地震発生の予測もされています。

9月現在、南城市4万5,766名、八重瀬町3万2,507名、計7万8,273名の住民が暮らし、組合職員はいかなる災害にも緊急要請があれば出動し、人命、財産を守ることを職務として、日々任務

されていることに住民を代表して感謝を申し上げます。

さて、本議会もこれまで47年と歴史を重ねる中、議会運営にご尽力下さりました先輩議員の皆様へ感謝し、地域住民の暮らし、安心安全なまちづくり、生命財産を預かる当組合員の責務を自覚して、組合議会をまとめ、与えられました任期を全うして50年の節目を迎えたいという思いがあります。

議長という大役は、不慣れでございます。皆様の協力があつて議会運営ができることを考えております。4年間、温かいご支援よろしく申し上げます。簡単ではありますが、島尻消防組合、組合議会議長の就任のあいさつとします。有難うございます。よろしく申し上げます。

臨時議長（仲間光枝）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

議長（運天貴也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

管理者より本定例会の付議事件として同意第1号・監査委員（議選）の選任について他3件が提出されております。

令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算書、主要な施策の成果を説明する報告書、監査委員より決算意見書が配布のとおり報告されております。

本日のこれよりの追加議事日程は、お手元に配布したとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

追加日程第一、「議席の指定について」を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

追加日程第二、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

追加日程第三、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日10月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は10月27日の1日間と決定致しました。

追加日程第四、選挙第2号「副議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、議長が指名す

ることに決定いたしました。

副議長に新垣勝夫議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました新垣勝夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新垣勝夫議員が副議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。それでは、副議長の新垣勝夫議員、当選のごあいさつをお願い致します。

副議長（新垣勝夫）

ただいま副議長に選任されました八重瀬町議員の新垣勝夫です。消防は、住民の生命、財産を守る重要な任務だと思っています。議長を補佐するよう力及ばずながら協力をさせていただきたいと思っております。4年間どうぞよろしくお願い致します。

議長（運天貴也）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時14分

議長（運天貴也）

休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

追加日程第五、「管理者報告について」であります。組合議員選挙後、初めての定例会にあたり、管理者のあいさつを兼ねて報告を受けたいと思えます。

管理者（古謝景春）

議員の皆さん、おはようございます。令和4年第5回島尻消防組合10月定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の中、ご出席いただき、誠に有難うございます。先般、各構成市町の議会議員選挙において、めでたくご当選され、当組合議員に選出された皆様に心からお喜びを申し上げる次第であります。

本日の定例会は、新組合議員での初議会となり、先程決まりました運天貴也議長、新垣勝夫副議長の新体制のもと議会運営、また組合運営のチェック機能としてご活躍をお願いしたいと思います。

それでは、初議会となりますので、当組合の概要及び議案内容を説明したいと思います。

当組合は昭和50年10月に発足し、今年で47年目を迎えようとしております。南城市、八重瀬町約3万2,300世帯、人口約7万8,000人の生命、財産を守るべく消防業務として、日々活動しております。

活動拠点としては、消防本部、佐敷出張所、具志頭出張所の3所に拠点をかまえ、職員は97名体制で、消防車、救急車等の車両は久高島の車両や一般車両も含め34台所有しております。島尻消防器具志頭出張所庁舎については、場所を少し東風平側に移動し建設工事に着手しております。共用開始には具志頭出張所から八重瀬出張所に名称を改め、住民が安心・安全に暮らせるような

地域を目指し、職員が一丸となって邁進してまいります。

続きまして、定例会に提出した議案内容ですが、「同意第1号、島尻消防組合監査委員の選任同意について」であります。

次に、認定第1号「令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」では、「令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算書」、これに「主要な施策の成果に関する報告書」及び「監査委員の意見書」も添付してございますのでご参照下さい。

次に、議案第14号「令和4年度島尻消防組合補正予算（第3号）」では歳入歳出それぞれ1,698万7,000円を追加いたしまして、総額16億8,624万4,000円を計上しております。

次に、議案第15号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

以上、詳細につきましては、事務局よりご説明を申し上げますので、慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長（運天貴也）

追加日程第六、同意第1号「島尻消防組合監査委員の選任同意について」を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定によって、宮城勝也氏の退場を求めます。

（宮城勝也氏 退場）

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者（古謝景春）

同意第1号、監査委員（議選）の選任についてであります。島尻消防組合監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項に基づき、下記の者を監査委員として議会の同意を求めます。

氏名、宮城勝也。生年月日、昭和48年1月20日生。住所、沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次664番地の1。

令和4年10月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。同意第1号「島尻消防組合監査委員の選任同意について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、同意することに決定されました。

宮城勝也氏の入場を許可します。

追加日程第七、認定第1号「令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。



会計管理者兼会計課長（比嘉典夫）

おはようございます。会計課の比嘉です。早速ですが、水色の決算書の方をよろしくお願ひします。

それでは、令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。表紙をお捲り下さい。

認定第1号「令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算書別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

1 ページをお開き下さい。令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入総額11億1,233万3,374円、歳出総額11億390万1,583円、差引残高843万1,791円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書についてであります。決算書17ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、歳入総額11億1,233万3,374円、歳出総額11億390万1,583円、歳入歳出差引額843万1,791円、翌年度へ繰り越すべき財源での繰越明許費等は116万1,600円、実質収支額は27万191円でございます。

歳入歳出の内訳については4ページをお開き下さい。事項別明細書で歳入決算から説明いたします。

1 款 1 項 分担金及び負担金、予算現額 9 億8,191万9,000円、収入済額 9 億8,191万9,760円、内訳としまして 1 目市町負担金、収入済額 9 億7,561万4,000円、構成市町負担金として南城市 5 億7,013万1,000円、八重瀬町 4 億548万3,000円であります。

なお、負担金割合は人口割で南城市58.5%、八重瀬町41.5%となっております。

2 目市町特別負担金、予算現額630万5,000円、収入済額630万5,760円、その内訳として、消火栓維持管理費負担金322万8,000円、消火栓新設負担金307万7,760円。

次に、2 款 1 項 1 目総務使用料、予算現額111万6,000円、収入済額111万2,000円、これは職員の駐車料金であります。2 款 2 項 1 目消防手数料、予算現額10万円、収入済額24万7,800円、これは予防課の危険物検査手数料でございます。

同じく 2 款 2 項 3 目総務手数料、これは当初消防予算には計上しておりませんでした。収入として2,060円ございました。これは情報公開開示による発行手数料でございます。

3 款 1 項 1 目国庫補助金、予算現額1,723万3,000円、収入済額1,723万3,000円、これは総務省補助によります消防ポンプ自動車購入補助金と消防団設備整備費、簡易無線機であります。

4 款県支出金、県補助金はありませんでした。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金、予算現額 1 万円、収入済額2万6,601円、これは基金積立による利子でございます。

6 款 1 項 1 目基金繰入金、予算現額2,866万5,000円、収入済額2,866万5,000円、これは財政調整基金からの繰入金でございます。

7 款 1 項 1 目繰越金、予算現額1,111万2,000円、収入済額1,111万2,643円、これは令和2年度

の繰越金となっております。

6～7ページをご覧ください。8款1項1目諸収入、予算現額447万7,000円、収入済額461万2,217円、これは予算現額に対しまして収入済額14万5,217円の増となっております。

これは2節雑入、消防学校講師派遣、自動販売機電気料になります。

消防指令センター派遣職員の超勤分や指令センターの余剰金と実質的な収入となっており、当初予算より増額となっております。

待機ステーション、これはコロナに伴う経費でございます。また、消防応援派遣料ですが、糸満市、東部消防等の救急及び火災での応援にての9万7,050円となっております。これは、消防応援規程がございまして、それに伴う金額でございます。

9款1項1目消防債、予算現額6,745万円、収入済額6,740万円、これは新庁舎建設・土木設計及び消防ポンプ自動車購入に伴う借入金となります。

下の方の合計額ですが、予算現額11億1,208万5,000円、調定額11億1,233万3,374円、収入済額11億1,233万3,374円、予算現額に対しまして収入済額24万8,374円の増、収入率は100.1%でございます。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをお願い致します。

1款1項1目議会費、予算現額110万5,000円、支出済額109万7,398円、不用額7,602円、執行率は99.3%でございます。

2款1項1目一般管理費、予算現額44万4,000円、支出済額44万4,000円、執行率は100%でございます。

2款1項2目財政管理費、予算現額928万1,000円、支出済額928万円でございます。不用額は1,000円でございます。

続きまして、8～9ページに跨ります。2款2項1目監査委員費、予算現額40万9,000円、支出済額40万9,000円、執行率は100%となっております。

3款1項1目消防費、予算現額10億3,593万8,000円、支出済額10億2,935万1,031円、繰越明許費116万1,600円、不用額542万5,369円、執行率は99.36%でございます。

その中で、2節給料、予算現額3億3,530万7,000円、支出済額3億3,340万4,078円、不用額は190万2,922円、3節職員手当等、予算現額3億3,706万8,000円、支出済額3億3,614万7,607円、不用額92万393円で、主な不用額要因として次のページに跨りますが、超過勤務手当等における予算残が要因となっております。

10～11ページをお願いします。4節共済費、予算現額1億2,773万1,000円、支出済額1億2,764万6,833円、不用額8万4,167円となっております。7節報償費、予算現額8万7,000円、支出済額8万6,000円、不用額1,000円、8節旅費、予算現額84万9,000円、支出済額58万8,790円、不用額26万210円、執行率は69.35%、コロナ感染症による各会議、行事等の取りやめや書面会議などによるものでございます。

10節需用費、予算現額3,733万4,000円、支出済額3,692万5,811円、不用額40万8,189円で、執

行率は98.9%であります。主な不用額として消耗品等があります。

11節役務費、予算現額1,194万円、支出済額1,145万7,959円、不用額48万2,041円となっております。執行率は95.9%です。

12節委託料、予算現額576万9,000円、支出済額552万7,342円、不用額24万1,658円となっております。執行率は95.8%、これは顧問弁護士料、産業医委託料等になります。詳細は、11～12ページになります。

12～13ページをお願いします。13節使用料及び賃借料、予算現額701万6,000円、支出済額695万3,531円、不用額6万2,469円、執行率は99.1%でございます。

17節備品購入費、予算現額380万8,000円、支出済額258万5,396円、翌年度に繰越す繰越明許費は116万1,600円、不用額6万792円、執行率は98.3%になります。今年度の各部署においての必要備品の購入になります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額3,017万9,000円、支出済額2,995万188円、不用額22万8,812円、これはコロナ関連での研修取りやめ等であります。額が大きいのは、消防通信指令センターの運営負担金で2,816万8,913円と占めており、これは119番通報での指令センター運営負担金と指令センターの中間更新となっております。

14～15ページになります。26節公課費、予算現額81万9,000円、支出済額79万9,900円、不用額1万9,100円、これは公用車車検に伴う重量税となっております。

3款1項2目非常備消防費、既にご承知と思いますが、消防団に関する決算でございます。予算現額643万7,000円、支出済額582万5,890円、不用額61万1,110円、執行率90.5%でございます。

1節報酬、予算現額154万7,000円、支出済額154万7,000円、不用額ゼロ。消防団員70名分の報酬となります。

8節旅費、予算現額113万1,000円、支出済額76万8,000円、不用額36万3,000円で、内容として災害時出動の減と消防団ポンプ操法大会が新型コロナウイルス感染症対策の理由で出来なかったために不用額となっております。

10節需用費、予算現額52万3,000円、支出済額36万7,820円、不用額15万5,180円、これはコロナに伴う行事の中止等によるその中で貸与27万1,260円は、新規消防団員の活動服や靴、帽子等の金額となります。

17節備品購入費、予算現額65万8,000円、支出済額65万7,800円、簡易無線機購入費になります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額257万8,000円、支出済額248万5,270円、不用額9万2,730円、内訳は消防団員の学校派遣費や消防補償組合費の負担金となっております。

3款1項3目消防施設費、予算現額1億2,994万7,000円、支出済額1億2,980万7,322円、不用額13万9,678円となっております。

10節需用費、予算現額325万4,000円、支出済額315万3,887円、不用額10万113円、これは庁舎修繕に伴うものになります。

12節委託費、予算現額4,387万2,000円、支出済額4,386万9,100円、不用額2,900円、これは八重

瀬出張所に伴う建設・土木設計になります。

14節工事請負費、予算現額223万7,000円、支出済額223万6,327円、不用額673円。15節原材料費、予算現額5万円、支出済額1万5,525円、不用額3万4,475円、17節備品購入費、予算現額7,182万円、支出済額7,181万8,780円、不用額1,220円は、老朽化した消防ポンプ車の入替に伴う総務省補助の車両購入と各課の備品になります。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額871万4,000円、支出済額871万3,703円、不用額297円、これは消火栓維持負担金の支払いと、消火栓新設負担金と八重瀬出張所建設に伴う配管工事になります。

4款1項1目公債費、元金、予算現額6,193万3,000円、支出済額6,193万2,493円、不用額507円、また2目利子、予算現額157万3,000円、支出済額138万7,661円、不用額18万5,339円。主な償還は、救急指令センター事業債、佐敷建設事業債、八重瀬出張所建築・土木設計等委託業務、あと救急車や消防車両購入による償還で、11件分の借入元金と13件分利子の償還となっております。歳出における公債比率5.74%であります。

16ページをお願いします。6款の予備費については、予算現額が300万円ありますが、今年度は140万円を充当しました。140万円が不用額となっております。

下の歳出合計で、予算現額11億1,208万5,000円、支出済額11億390万1,583円、繰越明許費116万1,600円、不用額702万1,817円、執行率99.26%でございます。

続きまして、財産に関する調書について、18ページをお開き下さい。

財産に関する調書、令和4年3月31日現在、土地、建物に関する調書であります。今年度で八重瀬出張所建設が始まります。

次に19ページをお願いします。物品については、具志頭出張所の消防ポンプ車の購入で34台となっております。

次に20ページをお願いします。基金でございますが、財政調整基金は、令和3年度中に928万円の増、2,866万5,000円減、2,753万6,566円の現在高。庁舎建設基金は、前年度同様に2,400万円となり、2,400万円現在高となっております。合計で5,153万6,566円が令和3年度末の基金となっております。

次に資料等ですが、21ページをお願いします。地方債の借入及び公債費の支出状況ですが、令和3年度は消防ポンプ車購入八重瀬出張所建設・土木設計委託による借入で6,740万円あり、償還で6,193万2,493円支出をしております。これは、14件分の償還となり、歳出比率で9.1%であります。

地方債現在高においては、4億233万8,668円となっており、借入先は国の財政融資資金や地方公共団体機構及び民間の金融機関となっております。

次に22ページをお願い致します。下の構成比をお願いします。決算の款及び節ごとの一覧表となっております。

歳出費全体としまして、議会費が0.1%、総務費0.92%、消防費93.25%、公債費5.74%の割合

となっております。

次の23ページは、当組合の財源についてであります。当組合の財源は、構成市町の負担金9億8,191万9,760円、構成比88.3%により運営しており、他に国庫支出金1,723万3,000円、これは消防ポンプ車整備補助金で1.5%の割合となっております。

また、前年度の歳出11億51万7,405円と比較して令和3年度は11億1,233万3,374円、約1,181万5,969円増となっておりますが、これは一概に言えませんが、繰越金、又、組合債の増減などが主な要因によるものであります。

次の24ページをお願いします。この表は、性質別年度の決算調書となっております。右側令和3年度のAの義務的経費で8億6,546万2,056円となり、約78.40%を占めております。

Bの投資的経費で、今回ポンプ車購入費7,395万円で6.70%となります。

Cのその他経費で1億6,448万3,200円、約14.90%となっております。ちなみに1人当たり1万4,196円の経費負担となっております。

人口は前年度、南城市、八重瀬町合計7万6,843名に対し令和3年度は7万7,759名で、916名の人口増となります。

以上で説明を終わりますが、議員の皆様のお手元には決算書とともに「主要な施策の成果に関する報告書」と令和4年7月に行われた決算審査による監査委員からの決算意見書が配布されていると思いますので参照していただき、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上で終わります。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方ございませんか。

1番（仲間光枝）

改めて、おはようございます。改選後の初議会ということで、これから4年よろしくお願い致します。

それでは、令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算について、質疑2回までと決まっておりますので、関連する質疑をまとめて2点させていただきます。

まず、監査意見書1ページを参考に質疑させて下さい。消防車両売却時に随意契約とした理由と売却価格を教えてください。

それから随意契約であっても、算定根拠だったり、業者選定理由等を記録して残すべきとの指摘がございます。その指摘に対してどのような見解をお持ちなのか伺います。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいま仲間議員質問の監査委員の決算意見書の中の車両の件なんですけれども、今回、この車両というのが平成17年に登録された車両でございまして、この車両というのは、九州ブロックの合同訓練とか、東日本大震災のときの岩手県の方に派遣された車両となっております、15年以上経過している車両で、かなり老朽化しているということで、この方、更新事業ということで随意契約、セリ売りの方で各業者さんの方で金額の方を提示してもらって、最も高い金額で35万円で売却しております。

そこで監査委員指摘事項があるんですけども、この方も契約規則に則った方法で対応したいというふうには思っています。以上です。

1 番（仲間光枝）

続きまして、21ページ、資料にある地方債残高についてお伺いいたします。先程、会計管理者よりご説明あったばかりなんですけれども、令和3年度中、新たに6,740万円を借入して、6,193万2,493円を返済した結果、期末の残高は4億233万8,668円というふうに報告はされております。

借入先の内訳としては、財政融資資金360万円、地方公共団体機構2億2,410万8,668円、その他の金融機関1億7,463万円なんですけど、それぞれの利率と今後の返済見通しについて、答えられる範囲でよろしいですので、お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

21ページの地方債関係なんですけれども、地方債の借入6,740万円とありますけれども、内訳といたしまして今回ポンプ車の方を購入いたしておりますので、4,210万円を借入しております。

あとは八重瀬出張所の方の土地購入という形で2,530万円を借入しております。そこで6,740万円の借入、公債費、支出の方につきましては、各財政融資資金、地方公共団体機構、銀行等の償還というふうになってはいるんですけども、その合計11件ございますが、その細かい利率というのは、手元の方には持ち合わせはしておりませんが、この法定利率の方で運営しております。償還に関してもこの予算を各新年度の方に計上いたしまして、財政課と調整して支払うということとなっております。

ちなみに、この利率等も先程会計課長の方からありましたけれども、公債比率5.何パーセントだったと思うんですけども、その比率になっておりますので、組合運営としては特に問題ないと思っております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。認定第1号「令和3年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

追加日程第八、議案第14号「令和4年度島尻消防組合歳入歳出補正予算（第3号）について」を議題とします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

おはようございます。議案第14号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議

決を求めるものでございます。

令和4年10月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、補正予算第3号の1枚目をお開き願います。令和4年度島尻消防組合の一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,624万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。5ページをお願いいたします。1款1項2目市町特別負担金、補正額506万5,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時補助金に伴う消防署仮眠室個室化改修工事増額分でございます。

6ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、補正額665万2,000円の増、新型コロナウイルス感染症拡大及び勧奨退職1名による職員手当等の不足額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

7ページをお願い致します。7款1項1目繰越金、補正額527万円の増、令和3年度の実質繰越額から今年度当初予算額200万円を差し引いた額でございます。

次に、歳出にいききたいと思います。8ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額1,192万2,000円の増、要因といたしまして3節職員手当等新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊勤務手当、超過勤務手当の増及び勧奨退職1名の退職手当特別負担金の増でございます。

3目消防施設費、補正額506万5,000円の増、先程、歳入の5ページと関連いたします。14節工事請負費、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時補助金に伴う消防署仮眠室個室化改修工事増額分でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方は、いらっしゃいますか。

1番（仲間光枝）

令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について質疑致します。

いまのご説明ですと、今回の主な補正の理由として消防署仮眠室改修工事の増額分506万5,000円、特殊勤務手当448万9,464円、超過勤務手当が248万7,324円、退職手当特別負担金が494万3,222円というふうにありましたけれども、財源としましては仮眠室の工事増額分については、市町より506万5,000円の負担金が充てられております。

特殊勤務手当、そして超過勤務手当については、先日の全協の説明によりますと、財政調整基金を取り崩して対応したというふうにありました。そこでなんですが、3款消防費の1項1目3節職員手当等の超過勤務手当、そして特殊勤務手当についての詳細説明を求めます。

次長兼総務課長（島袋清正）

消防費の職員手当、特殊勤務手当及び超過勤務手当なんですけれども、特殊勤務手当と言いますのは、消防職員の方が今回コロナ関係でだいぶ出勤しております。その関係におきまして、防疫従事手当、要はコロナで対応した職員に対する手当等でございます。

その方が当初予算はある程度組んではいたんですけれども、皆さんご存知のとおり、5月、6月、7月、かなりコロナの患者が出たということで、それに比例してうちの消防の方も出動件数が増えたということもございますので、それに対する特殊勤務手当ということで448万9,000円余りの増というふうになっております。

超過勤務手当というのは、そこでうちの職員の方もかなりコロナ感染、又は濃厚接触者が出ております。そうなりますと、この職員だけ休めばいいというわけではなくて、それに対するうちの消防職員はある程度の最低人員というのはいないといけませんので、そこでコロナで休んだ方、また濃厚接触者で休養されている方々の補充という形で、別の非番、週休職員を割り当てて入れるというような形となりますので、その分の超過勤務と言うんですか、そういうことで今回248万7,000円余りの金額を補正で組んでおります。

財源に対しては、当初の予算よりだいぶ金額が出ておりますので、基金の方から繰入して対応するというので今回の補正予算というふうになっております。以上です。

#### 1番（仲間光枝）

よくわかりました。いまの説明から聞くと、この人件費の増については、100%コロナが要因というふうを受け止められます。このコロナが要因であったにも関わらず、コロナ交付金等を活用して充てられなかったのか。そこら辺の経緯というか、どうしてこの交付金が使えなかったのかということで、わかる範囲でお答え願います。

#### 次長兼総務課長（島袋清正）

このコロナ交付金なんですけれども、一部事務組合となっております、なかなか情報が入ってこなかったというのがありますが、この方は構成市町の方に問い合わせはしたんですけれども、構成市町の方でも既にこういう金額の方は入っております、なかなかうちの組合の方に回らないと言うんですか、ちょっとできないというようなこともありまして、うちの組合の方は、本来、南城市、八重瀬町さんの負担金の方で運営させてもらっておりますので、この負担金の方をどうにか賄おうというような形でやっております。以上です。

#### 議長（運天貴也）

他に質疑がある方いらっしゃいますか。進行してよろしいですか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第14号「令和4年度島尻消防組合歳入歳出補正予算（第3号）について」、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。



追加日程第9、議案第15号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第15号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例（令和4年3月9日、条例第2号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、構成市町に準じた条例の一部改正でございます。

3枚目をお願い致します。附則といたしまして、（施行期日）第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。

経過措置といたしまして、第2項、この条例の施行期日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年10月27日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

別紙新旧対照表をご参照の上、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方ございますか。

1番（仲間光枝）

島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてなんですけれども、わかりやすい説明の方も付けていただいて有難うございました。

見るところによりますと、今回の改正は、常勤職員だけではなく、非常勤職員へも対象を拡大しましたという内容というふうに私は理解していますけど、それでよろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

そのとおりでございます。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。前回も同じような条例改正のときにも質問したんですけれども、なかなか消防という職業柄、育休というのを取りにくいのかなというふうに思いまして、これまで何名の方が育休取られましたかという質疑に対しては、1名というふうに聞いた記憶がございます。

なので、条例改正どんどんされていく中で、目的はやはり取得しやすいようにというふうに法令も条例もどんどん変わってきておりますので、なかなかいまでも言ったように職員は取りにくいという状況はあったにせよ、やはり取りにくいような雰囲気を作らないようにやってほしいなというふうに思っています。これは要望ですので、答弁はいりませんのでよろしく申し上げます。

議長（運天貴也）

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第15号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時05分

議長（運天貴也）

再開します。

議長（運天貴也）

これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

尚、本日の質問については各議員の発言はそれぞれ20分以内といたします。

最初の質問者、1番仲間光枝議員。

1番（仲間光枝）

1点目、消防行政と財政課題について。消防行政において、救急救命活動や多様、複雑、甚大化する災害に即時に対応するための体制を維持、強化し続けることが必要不可欠です。人口減少、高齢化が進行すれば一人当たりの行政コストが割高になるため、構成市町の財政負担も増していくことが想定されますが、今後も消防力の低下を招くことなく、安定した予算を確保、拡充しなければなりません。現状及び課題についてお伺いします。①財政調整基金の目的と現在高。②令和2年度と令和3年度中におけるコロナ関係費用（人件費とその他に分類）。③直近5年における予算を伴う専決処分事案数と金額。④令和4年7月に策定されました「公共施設等総合管理計画」その財源確保についての見解。⑤県内広域化への進捗状況と広域化のメリット、デメリットについての見解。

大きな2点目、給与誤支給問題への対応について。令和4年5月、島尻消防組合職員より「島尻消防組合全職員を対象とする給与調査及び給与誤支給早期是正に関する「請願」が、組合議会と市町各議会へ提出されました。請願の取り扱いは、島尻消防組合議会では不受理、八重瀬町議会では資料配布、南城市議会では、6月議会において所管する委員会で審議した結果「審議未了」となりました。ところが、その約1カ月後の令和4年7月20日、「島尻消防全職員98人の給与を2006年度に遡って再調査することを決めた」との新聞報道がありましたが、議会への説明もなく、現在に至っております。以下伺います。

①再調査決定の経緯とその後の進捗状況。

②調査結果への対応についての見解（過少支給と過大支給それぞれについて）

③財政への影響についての見解。

④職員への説明経過および今後の説明予定。

⑤事後、誤支給防止のためにどのような改善が図られたのか。以上、大きく2点よろしくお願  
い致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

仲間議員の発言事項1の消防の財政関係の質問についてお答え致します。

①の財政調整基金の目的は、当組合の運営に当たる経費の調整基金であります。現在高は今回  
補正後、313万3,566円となっております。

②の令和2年度と令和3年度中におけるコロナ関連費用として、令和2年度に人件費として59  
万円、又、物品購入としてオゾンガス発生装置、除菌脱臭装置、感染患者搬送に使用する「アイ  
ソボット」を購入といたしまして1,018万5,000円であります。

令和3年度は、人件費として356万円、物品購入として、460万円の費用となっております。

③についてお答え致します。直近5年の専決処分が平成30年度から令和3年度まで4件ありま  
した。

1つ目が令和3年度116万1,000円です。あと令和2年度の1件、114万4,000円、あと令和元年  
度の方に救急車償還がありましたけれども、これも3月の方で専決処分をしております。あと平  
成30年度に51万7,000円が消火栓絡みの方で専決処分をしております。

いずれも繰越明許に係る専決処分がございました。

④についてお答え致します。現在において、当組合の施設で具志頭出張所以外の施設、消防本  
部、佐敷出張所はまだまだ使えますので、総合的な財源確保というのは行っておりません。

あと⑤についてお答え致します。これまでの経過といたしまして、平成18年度に消防組織法が  
一部改正されております。広域化委員会が策定されまして、24年度にはいったん解散となってお  
ります。

平成30年度に基本方針一部改正で再度幹事会設置により検討を重ねておりまして、令和3年に  
県の方から「沖縄県消防広域化推進計画」が策定され、広域化の推進で各消防本部の見解を調整  
している段階です。又、「メリットとデメリット」についてなんですけれども、広域化のメリッ  
トといたしまして①災害時における初動体制が強化できます。

あと各消防署の管轄区域の災害対応と現場到着時間の短縮等があります。あと本部機能統合等  
による現場対応職員の増強。あと救急業務や予防業務の高度化や専門化が図れるということです。  
あと大規模災害等の対応力が向上する等々がございます。

あとデメリットといいますか、課題についてなんですけれども、本部機能統合で地域住民等の  
各種講習会や窓口サービスが不便に繋がる可能性もあります。

あと現在管轄外の災害対応出動で、管轄内の対応が手薄になる可能性もございます。

あと本部統合により人事管理システム、財務管理等のシステムの統合によりまして、その分の  
コストの方が高くなるのが懸念されております。

あと職員の異動等により地域の把握や職員自身の負担増の懸念というのもございます。あと広域化後の各市町村の負担金の増額等も課題が想定されるということでメリット、デメリットでございます。

あと仲間議員の発言事項2の給与問題についての質問にお答え致します。

①についてお答えします。当初は、第三者委員会で21名についての調査でありましたが、その後、職員の公平性について検討した結果、全職員の調査が必要との見解もございました。また構成市町の副市町長や部長、参事等を含めて意見交換会を開き、調査する方向性となりました。

現在は、全職員を対象として精査中でございます。②の結果については、まだ精査中でありますので、過少及び過大分に対しては適正に対応したいというふうに考えております。

③の財政への影響については、詳細な金額がまだですので具体的な数字というのは出せませんが、構成市町財政課との調整にて対応したいと思っております。

④については、職員に対しては、「該当者だけではなく他職員との均衡を図るために全職員の調査を行う」旨を7月6日に通知しております。

また調査結果についても追って通知して調整するというふうに報告しております。

あと5番の今回の誤支給防止のための改善策なんですけれども、給与担当者だけではなくて、担当課での昇給、昇格の認識基準の把握、また構成市町との連絡体制や確認を行って、消防長及び管理職によるチェック体制にて確認を行って、今後、防止改善として行っていきたいというふうに思っております。以上です。

#### 1番（仲間光枝）

有難うございました。それでは、1点目の消防行政と財政課題についてから再質問してまいります。

令和3年度末、令和4年3月31日決算時の財政調整基金は、2,753万6,566円でした。その後、当初予算への計上や今回3度の補正を経て、先程説明ありました現在高、今回の補正が終わってからですけれども、313万3,566円となります。

令和3年度決算以降の財政調整基金の用途を確認致しますが、ちょっと私も予算書等から抜いて推移を計算した数字と、先程の課長がおっしゃった数字とは一致しておりますので、確認しながらやりたいんですが、令和4年度当初予算での取り崩しが1,800万円ありました。それは梯子車のオーバーホール費用3,247万円の充当だったと思います。5月臨時会における補正1号での取り崩し79万2,000円はドローンの購入費、7月臨時議会における補正2号では104万1,000円を積立しました。

今回提案の補正3号での取り崩し665万2,000円は、主に特殊勤務手当等、コロナ要因とする人件費等、先程ありましたけれども、改めて2題をお尋ねします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの基金の流れにつきましては、仲間議員のおっしゃったとおりでございます。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

議長（運天貴也）

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

令和4年度、先程の補正に関してもコロナ要因に関するものと、あと勸奨退職者がおりましたので、その分の費用の方を基金の方から繰入しているということでございます。以上です。

1番（仲間光枝）

オーバーホール、私聞いてびっくりしたんですけど、3,200万円余りもかかるわけですね。消防車両の特殊性からいきまして、やはり高額なメンテナンスコストというのは、当然想定されるものでありまして、説明聞いたときは大体7年おきぐらいには、それが必要というふうな説明もありました。

今回、それに加えて、こういった公共施設等総合管理計画ですか、その計画の中にも計画的に修繕等を行い、長寿命化を図っていきますと書いているので、いま予定がないから大きな建物の該当ないので、予算確保はいまのところないですとありましたけれども、いやいやそうじゃなくて、長寿命化のために今後やはりしっかりと修繕やっていきますよということなので、そこは修繕費用云々についてはしっかりと確保していく必要があるのかなというふうに思います。

いま修繕費もそうなんです、高額な車両メンテナンスの費用等とか、そのときに来ていきなり基金取り崩しで対応とかというのはどうかなと思いますので、前回提案したと思いますが、そのための基金を作ったらどうかというふうにも提案させていただきましたが、その後そういったことについての協議はなされたのかどうか、お伺いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

総合管理計画の方では、うちの車両もこういう年次更新とか、建物関係もございまして、できたらもっと基金の方があつた方が急な対応というのはできるというのは重々承知ではあるんですけども、なにせやはり構成市町の財政課との調整の方で対応しながら進めていきたいということとなっております。

確かにないよりは基金もあつた方が柔軟性がありはするんですけども、この辺は構成市町の方との調整と言うんですか、協議しながらの運営をしたいと思っております。以上です。

1番（仲間光枝）

それでは、管理者、副管理者の方へお尋ね致します。今回、補正にあがっている人件費の700万円は、コロナを要因とするものという説明もありました。構成市町としても、そういう事態はある程度予測できたのではないかと思います、コロナ交付金の使途計画等に入れておくなどして備えておくべきではなかったのかというふうにも思いますが、その点についてはいかがでしょうか

か。

管理者（古謝景春）

いま会計上のご指摘がございますが、これは本来ならば、南城市と八重瀬町が消防業務を行うということで、これは一般会計の基金の部分も市町の基金も消防の基金も一緒であります。

そういったことで、緊急的に必要であれば、それは補正をしたり、そして当初予算に予算を組むということが当然であります。これは特に今回はその基金の取り崩しについては、基金があるからそれから使えということの市町の調整があったと思っております。これは当然のことです。

それといまのコロナ交付金については、これ以上に市町のいわゆる経済に対する交付、それが上がって、それが交付されたというようなことになっております。今回の宿舍の分についても相談があって、それを手当したというようなことになっております。以上です。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者の方から答弁がございましたけれども、ほぼ同じ考えであります。あと細かくは市や町と、あと消防の皆さんとでしっかり日頃からコミュニケーションを取っておくと、そこが肝心なのかなと思います。

そういう点では、消防の方でもその状況、見通し等々を前以て早めに市や町と協議をしていくとか、市や町の財政等々の担当も消防に対する関心を日頃から持つておくと、そこら辺が肝心なのかなというふうに思います。以上です。

1 番（仲間光枝）

それと予備費300万円が計上されていますけれども、予備費のこれまでの主な使い道について教えて下さい。そして計画とか、予定になかったのが今回いろいろ出てきていますけれども、緊急的財源として予備費と財政調整基金のうち、どちらを先に使用するのかなど、そういったルールがあれば教えて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

予備費についてですけれども、うちはいま300万円毎年予備費ということで組んでおります。その中で使用したのが事務費とか、あと公務災害というのと、あとうち裁判の方を行っておりますので、その分の手数料というか、委託料ですか。

結果といたしましては、まずは予備費の方から使用いたします。あと細かいのは、いま300万円いろいろ使用いたしまして、現在200万円ほどの残というふうになっております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。そこでなんです、仮に今後緊急的な支出が必要になった場合、それもいまある予備費とか、財政調整基金を超えるような支出があるとき、これは緊急ですよ。ゆっくりやるときはもちろん、構成市町と相談したり借入とか対応も可能だと思います。緊急的なときにはどうするのか。そのような具体的な対応について、本部の方としては何らかの対応方法、見解をお持ちなのかどうか、お伺いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

もし緊急的なときはまだ予備費の方から財源の方はできている。それよりも大きい費用がかかるということであれば、やはり構成市町の方に相談ということにはなるんですけども、確かに継続性からしたら、ちょっと遅れるかもしれませんが、その方は前以て早め早めに対応してもらって、構成市町の方に財源の方を相談ということになります。以上です。

1 番（仲間光枝）

先程、管理者の方から構成市町の基金というのは、もちろん運営している消防に対して柔軟に対応していきますよというようなご説明だったと思うんですけども、これはひとつの考え方としてお聞きしたいんですが、地方公共団体における財政調整基金は、標準財政規模の10%から20%程度が適正と言われていています。

ここは独立した地方公共団体の一部事務組合ではありますけれども、そういうふうに捉えますと、標準財政規模は経常的一般財源の規模を示す指標でありますので、本組合の場合は、市町負担金がそれにあたるとして仮定しますと、約10%の半分でも5,000万円ぐらいがやはり基金が本当は必要ですよというような考え方になります。

もちろん繰り返しますが、同じように単純に当てはめることはできないかもしれませんが、あと半年近くも年度期間を残して、財調残高300万円という現状は、私としては消防行政の軽視とまではいかないかもしれませんが、ちょっと不安な部分だというふうに思っております。

消防組織法第6条において、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するというふうにも明記されていますので、管理者、副管理者におかれましては、適正な基金設定の運用ができるよう十分でもない財政調整基金をできるだけ取り崩さないで済む柔軟な対応と予算確保へのご尽力をお願いしたいと思います。最後にご所見を伺いまして、次の質問へ移ります。

管理者（古謝景春）

当初予算の中で、どういう形で計上するかということは十分市町の財政担当に要請をして計上していただきたいと思います。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者から答弁があった方向でいいかと思います。よろしく申し上げます。

1 番（仲間光枝）

それでは、2つ目の質問、給与誤支給問題への対応について再質問していきます。この件につきましては、令和3年10月、令和4年2月にも質問しました。2月の答弁では、平成29年から令和3年度の5年間で算定しました。

第三者委員会で指摘のあった21名中、過払いによる返還請求対象者は12名、金額にして1,540万5,348円、過少支給者4名、金額320万5,110円、返還請求も支払いもない者は5名おりますとの説明がありました。

既に8カ月経ち、11月も目前、今年も終わります。先程、精査中というお話でしたが、精査中

という答弁、説明ですとこの1年来たような気がしていますが、それについてはどうしてこんなに遅れているのかどうかというところをもし説明、答弁可能でしたらお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

第三者委員会の方では、21名ということで算定の方は出したんですけれども、この後、職員全員の公平公正からみて精査が必要であるというようなことが組合の方でもやはり職員の方からそういう声も一部ありましたので、この辺は公平性を保つために、また不安を煽るのを解消するために精査した方がいいのではないかとということで、また職員は90何名かおりますので、その分の時間はかなり要するというので、いま精査中ということとなっております。以上です。

1番（仲間光枝）

この質問を最初、令和3年10月に質問したときには、ミスは誰でも起こしますので、それは責めてはおりませんというふうに言いました。その後の対応については、私としてはそれはミスに値することだというふうに思っていますし、未だ是正できてない責任は重いかなというふうに感じています。

先程も言いましたが、第三者委員会答申から本当に1年7カ月経過しようとしております。いくら何でも時間かけ過ぎではないですかというのは、このようなところですか。過去2回の議事録を読み直してみましたが、この時点においてもまだ決着が見えてないというこの状況、これを正当化できる理由って、本当にあるのかなというふうに疑問に思うところです。

本来もらえるべき給与が法で定める遡及期限によりどんどん切り捨てられていく、賞与や年金算定にも不利益となる状況がずっと続いているわけですよ。少ない人も多い人も間違いを知らながら、それが修正されないまま受取を続けていくしかない今の状況、かなり苦痛だと思います。そう思いませんか。

ここまでいま説明ありましたが、遅れている要因って本当に何のかと思います。いまありましたけれども、改めて消防長の思いというか、考えをお聞かせ下さい。

消防長（屋比久 学）

私も以前、仲間光枝議員からの質問に対して、できるだけ早く解決したいということを申し上げました。しかし、いま次長が言ったように、現在、精査中でありまして。適正に今後対応していきたいと思っております。どうぞご理解をお願いしたいというふうに思っています。

給与体系も複雑だということで、現在、担当の職員も努力しているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

1番（仲間光枝）

本当にいつまでかかるのかなというところなんですけれども、当事者職員の方々の声を預かっております。同様な声についてまとめてみました。読み上げます。島尻消防は、当事者職員への対応として原則的な遡及しか行わなかった場合、いまでも毎月毎月受け取るべきであった給与が切り捨てられていることとなります。限られた年数の遡及を行う起算日もまだ確定していないという回答であるにも関わらず、こんなにも時間がかかっていることにもものすごい苦痛を感じていま



す。

逆に過大支給の職員には、毎月毎月余分に給与を払い続けているという現状は職員間に分断の種をまき続けています。考えると辛い、暗い気持ちになるので、できるだけ考えないようにしています。でも、私たちがそろそろ限界に近づいておりますという声です。

管理者、副管理者に最後にご見解伺います。本当に早く目標を定めて覚悟持って解決に努めていただきたいと思います。お願いします。

管理者（古謝景春）

ご最もなことでございます。しかし、この給与体系は結構難しいですね。例えば、何号俸で5年以上勤務した人が昇格される場合と、いろいろ優秀な人材を長の権限でやって先に昇格するという、そういうこともできるわけです。その部分も含めてチェックをしながら、本当に適正にされているかどうかというのを一つ一つ丁寧に一人一人の部分をいまチェックしていると思いますが、それも含めて早急にするというのは、これは当然の事務的内容ですから、しっかり頑張りたいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

南部水道でも同じようなことがありまして、そのときもいま管理者からの答弁がありましたように、給与体系を遡って調査していくというのは、大変時間がかかる状況がございました。また、その調査をしていく中でまた誤ってもいけませんし、そういう点で担当の方では慎重にしっかりとやっているものと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（運天貴也）

次の質問者、森山悟議員。

3番（森山 悟）

皆さん、こんにちは。南城市議員の森山です。4年間、皆さんご協力のほど、よろしくお願い致します。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。大きい1番、人員適正化について。島尻消防組合定員適正化計画は、令和元年から令和4年度となっておりますが、目標達成に向け何らかの進展はあったか、現状を確認いたします。

①島尻消防組合定員適正化事業の達成率を伺う。②今後の取り組みについて伺う。

大きい2番、5月31日の大雨による被害状況について。沖縄本島地方では、梅雨前線の影響により各地に大雨が降り、南城市内では、1時間で110ミリが降る猛烈な雨がありました。以下について伺います。

①八重瀬町、南城市での消防の出動状況について伺う。②災害時での構成市町の協力体制について伺う。③二次災害を防ぐ取り組みについて伺う。

大きい3番、救急救命講習会について。高齢化社会により、救急出動等も増える中、救急車の台数も限られている為、今後救える命を考えると救急救命講習をたくさんの方に講習を受けてもらいたいと思う観点から以下について伺います。

①講習の実施状況について伺う。よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの森山悟議員の人員適正化についてお答え致します。①についてですが、令和元年度で国が示している消防力の整備指針がございますが、そこで当組合の職員の目安で133名に対し、現在97名の職員となり、達成率といたしまして72.9%となっております。

また②についてですが、令和4年2月に職員の定数条例の改正にて定数を93名から102名にまで定数増となりました。

ただ、現在の職員実数が97名ですので、消防力向上のためにさらに達成できるよう取り組んでいきたいと思っております。以上です。

署長（城間 功）

森山議員の質問事項2の5月31日の大雨による被害状況について、①、②、③の事項にお答え致します。

はじめに①八重瀬町、南城市での消防の出動状況についてですが、八重瀬町14件、南城市27件の出動状況でありました。

続きまして、②災害時での構成市町の協力体制について。構成市町と情報の共有連携を図り、避難所の確保開設等あらゆる災害を想定内として対処できるよう防災・減災に取り組んでおります。

続いて③二次災害を防ぎ取り組むということですが、災害箇所を巡回し警戒広報活動を行い構成市町と連携を図り、二次災害防止に努めております。

次に質問事項3、救急救命講習会の実施状況についてお答え致します。島尻消防管内在住の方々や事業者の受講希望者に対して、消防本部講堂で行う月1回の月例救命講習会や、受講者の希望日・場所・時間帯（午前、午後）に応じて出張型の救命講習会を毎年約80回から100回程度実施しております。年によってばらつきはあるものの、年間で約1,500名から2,000名の方が受講しております。

質問事項2と3について資料を森山議員の方に配布しておりますので、ご確認下さい。以上でございます。

3番（森山 悟）

追って再質問をさせていただきます。まず、人員適正化についてなんですが、今回このように目安が130人に対して97名の職員になっており、達成率は72.9%と、今回から93名で102名の定員増となっておりますが、今後足りない人数に対しまして令和4年から令和6年にかけて、そういった考え等があるのか、お伺い致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

前の適正化計画は、令和元年度から4年度までということでの策定でございました。そこで目標設定の102名まで増員いたしましたけれども、ただ高齢化でこれから災害等がかなり増える傾向というのも予測されておりますので、現在72.9%ですけど、さらに高い率を目標設定いたしました

て対応していきたいと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。いまさらに高めていきたいという話がありますが、これは現実的にいつまで行っていくという目標はございますか。

次長兼総務課長（島袋清正）

令和5年度からの適正化計画というのはまだ策定はしてはおりませんが、全国で78.3%というのが全国平均でございます。それに照らし合わせますと、うちの方は105名ほどは必要かということですが。

ただ、100%にしますと133名ということになりますので、それはかなり高い目標となっておりますので、せめて全国平均並みにはもっていききたいなということで、今後、計画書を策定いたしまして、もっていききたいというふうに思っております。以上です。

3番（森山 悟）

適正化なんですけど、今後進めていく中、定年とかが早期で退職者の方もいらっしゃいます。そういうものを考えていくと、早めの考え等、計画等をもっていかなければ、これも実現にはたぶんかなり難しいと思いますが、また、こういうものに対しましては予算等も必要になってきます。それに関して、今後どのような展開があるか、お教え願えますか。

次長兼総務課長（島袋清正）

確かに定年をされる方ということで、前まではそういう再雇用といいますか、定年延長とかあったんですけども、これからは定年延長化ですか、65歳まで順次上がっていくんですけども、うちの職員も少なからず、ここ何年かで延長化ということで延びる職員もおります。その辺も加味しながら、適正化計画を策定していこうかなというふうに思っています。

また、予算に関しても確かに増員というふうになりますので、財政課の方と調整といいますか、要望いたしまして、万全な体制で消防業務を行うというのはもちろん目標でありますので、業務でありますので、それに向けて交渉して獲得していきたいというふうに思っております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。今後、八重瀬町もですが、南城市もつきしろICとか、どんどん大きくなってくると思います。人員の方も増えていきます。今後は早めの動きがないと職員にかなりの負担がくると思いますが、これに関しまして市町と一緒に取り組んでいけないといけないという中で管理者と副管理者、ちょっとお聞かせ願えますか。

管理者（古謝景春）

消防業務というのは、我が市町の生命財産を守る立場ですから、これは当然不足であれば補充するということは、今回も何名か補修しておりますので、そういうことは常にチェックをしながら人数を増やすということは当然のことです。

これは市町の職員の中でもそうなんです。事務量が多くなったら人を増やしたり少なくしたり

ということでやっておりますが、そういう全体的な問題ですから、財政課と調整をしながら、また議論を重ねて方向性を示していきたいと思っています。

副管理者（新垣安弘）

財政にも関わることで、しっかり両市と町がお互いに検討しながら、できるだけいい方向にもっていくように努力してできたらと思います。

3番（森山 悟）

今後、市民の安心と安全を守るためにご協力しながら、市民のためよろしく願いいたします。

続きまして、2番目に対して再質問をさせていただきます。八重瀬町と南城市の方で出動があったのが八重瀬町が14件、南城市が27件とございますが、私、これ南城市の方で一般質問させていただきました。

被害等は、南城市の方で110件ぐらいございました。このとき百名地区におきましても床上浸水とか、そういったのがある中で、消防としましてできる限りの対応はやっていると思いますが、このときの対応体制についてですが、皆さん出動やっている方と、待機している人もおられると思います。これは出動している人だけではなく、待機している人もこういったときには呼ばれて一緒に出動というのがありますか。

署長（城間 功）

ただいまの質問にお答え致します。待機と言いますと、非番、週休の方です。その方にあっては、その時点で非常招集をかけて災害活動に対応できるようにしております。以上です。

3番（森山 悟）

続きまして、2番目の災害時の構成市町の協力体制についてでございますが、両方のところで災害時にはかなりの出動がかかると思いますが、やはり応援体制もたぶんしっかりと取れてはいるとは思いますが、今回、八重瀬町で14件と、南城市で27件、約半分と言うか、そのぐらいの件数なんです、これに対して今後他からの協力体制というのも取れることはできるのでしょうか。これで間に合わない体制という、他からの応援体制も取れる格好がございますか。

署長（城間 功）

他からと言うと、近隣の消防からですか。

3番（森山 悟）

はい。

署長（城間 功）

そういった被害になりますと、どこの消防もたぶん手が回らない状況になっております。そのときも糸満さんから連絡ありまして、応援にこられるかという連絡があったんですけども、うちも災害対応で忙しくて行けないという返答で返しております。

あちこちの近隣消防であっても忙しい中、応援体制は応援体制でできる可能性があるのであれば応援することもできます。そういった対応でやっております。

3番（森山 悟）

有難うございます。連携が取れているということの確認でわかりました。有難うございます。

続きまして、二次災害を防ぐ取り組みについてなんですが、毎回こういった大雨時には、どこの場合はどういった感じになるというのが、現在、確認も取れていると思います。日頃からそういったところをパトロールとかしていただいているとは思いますが、なかなかパトロールしているときに、見れないところもあると思います。そこはどういうふうの確認等は取っているか。今後どのような考えのもとにパトロールを回っていくのかという考えがありますか。

署長（城間 功）

災害が起りやすそうな場所にあっては、いくらか把握しているところでございまして、災害がある場合に関して警戒するように努めております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。災害は起こってからよりは、その前に未然に防げるのであれば、それは防げた方が皆さんの安心安全から見たら一番大事だと思っていますので、パトロールの方もできる限りよろしくお願い致します。

3番目の救急救命講習についてなんですが、今回、この救急救命の件につきまして、南城市議会の方でも一般質問がございました。子どもたちにこういった講習を広めるということで、学校の授業に取り入れてもらえないかという話でしたが、この前は授業の時間が決められている中で、この講習については70分と90分となっていますが、それで間違いないでしょうか。時間、70分と90分という講習がございますよね。

署長（城間 功）

70分ではなくて60分と90分です。以上です。

3番（森山 悟）

60分と90分になると、学校の授業時間では足りないと思います。これを二分割とかして、そういった対応とかも消防ではできるのか、それについてお聞かせ願えますか。

署長（城間 功）

授業で45分、45分で分けてやるような話でございませうか。

3番（森山 悟）

そうです。

署長（城間 功）

分割ですか。

3番（森山 悟）

1回の講習ではなく、授業を2回分割したら、この講習はクリアみたいな感じというのもできるのかなと思って。

署長（城間 功）

学校関係に関しましては、60分の講習で進めております。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

議長（運天貴也）

再開します。

3番（森山 悟）

60分で進めているということですが、今後やはりいっぱいの方がこういった講習を受けていただきたいという流れの中、教育現場では授業としての取り組みは難しいという話がありました。

それで、こういった講習をいま年間1,000名から2,000名、これを2,000名から3,000名ぐらいに増やしていけるような取り組み的なことは考えていらっしゃいますか。

署長（城間 功）

救命講習会については、現在2,000名の方々が受けられているんですけども、やはり消防側としても普及啓発活動に関していま模索している段階でありまして、たくさんの方が救命に対する意識になると思いますので、そこら辺に向けて私たちも検討しております。以上でございます。

3番（森山 悟）

有難うございます。消防の皆さんは、日頃から市民、町民の安心安全を考えていただき誠に有難うございます。私から考えると消防が最後の砦じゃないかなと思っております。人の命というのは、大変尊いものでありますので、しっかりとまたこのような取り組みをよろしくお願い致します。これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 午後11時53分

再開 午後11時53分

議長（運天貴也）

再開します。

次の質問者、宮城勝也議員。

2番（宮城勝也）

改めまして、こんにちは。継続させていただきます。よろしく申し上げます。今期、八重瀬町議会より派遣されました宮城勝也でございます。私自身、今回で4期目の議会議員になるんですけども、実は12年前の1期目のときも、当時は島尻消防、清掃組合議会ということで派遣を受けました。

当時は、最終処分場が大きなテーマでありまして、当時の管理者、古謝管理者と共に取り組んだ思い出もあります。

今回、八重瀬町に新しい出張所ができるというタイミングで八重瀬町から、地元から派遣されたことも非常に責任の重大さにしっかりと取り組んでいきたいという決意でおります。

今回、2回目の当議会議員を務めることに対しまして、南城市民、そして八重瀬町民の生命財産を災害から守り、そして安全安心に暮らせるまちづくりの実現と、また、そのために消防職員の皆さんが大いに活躍できる、働きやすい職場、環境づくりにも取り組んでいきたいなど思っておりますので、4年間どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回3件でございます。

1件目、財政調整基金について。今年度の基金運用状況について伺ひます。

2件目、具志頭出張所の跡地利用について。島尻消防署八重瀬出張所完成後の具志頭出張所の跡地利用について伺ひます。

3件目、職員派遣について。令和元年度に南城市、令和2年度に八重瀬町へそれぞれ1名の職員が派遣されましたが、派遣の目的と成果、そして令和3年度以降の実施状況についてお伺ひ致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮城勝也議員の質問事項1の基金の運用状況についての質問にお答え致します。

令和3年度の基金残高で財政調整基金が2,753万6,566円ございました。それで令和4年度、新年度の予算計上で、基金繰入金といたしまして1,800万円を繰り入れしております。

その後5月と7月に補正がありまして、その後978万5,000円となっておりますが、今回の補正第3号ですけれども、そこで665万2,000円の基金繰入となりまして、現在高といたしましては313万3,000円というふうになっております。

あと質問事項の具志頭出張所の跡地利用の件なんですけれども、何回か跡地利用については審議しております。そこで売却するのか、賃貸するのかというのが挙げられておりますけれども、最終的な方向性というのはまだこれからということでございます。

あと質問事項3の職員派遣についてなんですけれども、令和元年度に南城市総務課の方へ職員1名、翌2年度に八重瀬町に職員1名、それぞれ1年間、職員を派遣しております。

これは構成市町との防災体制の強化と消防訓練を相互に理解できるような体制を整えようと1年間ではありますけれども、派遣となりました。又、派遣当初から各1年というふうに決まって限定でしたので、令和3年度以降についての更新はありません。以上です。

2番（宮城勝也）

では、1番目から再質問させていただきます。1件目の財政調整基金については、先程、仲間議員から質問がありまして、管理者、副管理者のお考えもお聞きすることができたので、その辺を踏まえて質問していきたいんですけれども、この残高についても、この議会が始まる前の全協の中で消防長も含め、こういう状況であるということと説明は受けました。

率直な感想としては、本当に300万円でこれからの消防行政どのようにやっていくかというのが私の個人的な感想でありました。それに対しては、管理者もしっかりまた必要な部分は財政と協議していくということがあったんですけれども、消防現場を預かる消防長、次長、署長でも構わないんですが、いま現在、残高の状況において消防行政を行うにあたって十分な額であるのかと

いうふうに捉えているのか。そのあたり現在の基金の状況についてちょっとお伺いしたいなと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

基金に関することなんですけど、今回こういうふうに少ない基金残高ということだったんですが、令和元年度、2年度、3年度を含めると、令和元年度も4,000万円基金残高、令和2年度も4,600万円基金残高はございました。令和3年度も2,700万円ございましたけれども、そこで今回の八重瀬庁舎とか、コロナ関係ですと、あとは梯子車というような、ちょっと特質な支出というのがございまして、そこで今回の残高になっております。

うちの方としても不測の事態には希望とすれば車両1台分ぐらいの基金があれば、どうにか対応できるのかなというふうには思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

車両1台分というのは、大体どれぐらいの額ということで、前年度は4,000万円ぐらい決算があったと思うんですけど、額的にどれぐらいの規模であれば、現場的にはやはりこれぐらいは確保しておきたいというような、これまでの説明を具体的にお伺いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

すみません、車両1台と言っても特殊車両、救急車とか、消防車いろいろあるんですが、救急車の方が約4,500万円から5,000万円ぐらいするんですけども、できればそこまでいなくても3,000万円から4,000万円の基金があればということでは思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

まだ実質残高300万円あるんですけど、これ現場としてはどのように4,500万円まで積み上げていこうというのを考えているのか、そのあたり考え方をお聞かせ下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

いま現在300万円余りなんですけれども、年度末におきまして、この補正においていろいろ不用額とか、そういうのがございましたら、その分を基金の積み立てに回しまして、その目標額の基金の方には持っていきたいというふうには思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

先程構成市町、南城市、八重瀬町での協議も必要ということであったんですけども、その辺りもやっていく必要があると思うんですが、その辺りはこれまでも継続してそういう場があって、予算交渉、これから12月、新年度予算に入ってくると思うんですけども、ぜひ、このことについては、私も八重瀬町の議会の中でも今回初めて現状を知ったという部分がありますので、ぜひその辺りしっかり議論していきたいなと思うんですけども、その辺り南城市、八重瀬町の担当とはどのような形で、こういう予算折衝とかを行っているのか。今後、この状況について何か考えがあれば、皆さんの方針と言いますか、対応をお伺いしたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

ある程度の支出関係に関しては、いろいろ交渉はしてはいるんですけども、そこでうちの組



合、基金はどれぐらい必要とか、そういう交渉はいままでそういうのはしてはおりません。

今回、こういう少ない基金というふうになっておりますので、今後は財政課と調整いたしまして、組合としてもある程度の基金は必要ということで、ただいまの年度末のこういう不用額、積立もありましたけれども、それ以外にある程度の基金の方は積ませてもらいたいというような交渉も加味しながら、今年度は対応していきたいと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

この件は、南城市の議員もいらっしゃるので、ぜひ持ち帰って自分たちの地元本会議の中でも議論して、皆さんが理解して、このような形で消防行政を担うということも必要だと思いますので、私たち八重瀬町もそんなに財政が豊かな方ではありません。苦しい状況の中でありますので、そのあたり先程森山議員からあったように、本当に最後の砦という評価もいただいている声もある中で、皆さんがしっかり仕事できるような予算のかけ方を地元八重瀬町に持ち帰って一生懸命議論していきたいなと思っております。これに関して、よろしくをお願いします。

続いて、2番目の具志頭出張所の跡地利用についてですが、議論、審議をしているが、最終的な方向性はこれからということなんですが、どういう形で審議をされているのか、あるいは委員会的なものが設置されているのか。その辺りちょっと説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

具志頭出張所の跡地の方なんですけれども、課内での調整と、また管理者会議の方でも挙げまして、そこの方でも場所が八重瀬町となっておりますので、八重瀬町の考えも加味しながら、そこでその案も考慮して、もちろん組合がどうするかというような方向性の指示はもらっております。

ただ、財産としては、もちろん組合の財産、南城市、八重瀬町の財産となっておりますので、八重瀬町の意見も聞きながら有効的な活用にしたいということでの指示はもらっておりますので、そこの方で対応したいと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

今年度中に新しい出張所が完成するというので、その後から詳しい作業に入ると思うんですけども、ここ1年の間に次の跡地利用ができるというのは、私はイメージあるんですけど、最終的にいつまでそういう方針を決めていくのか、その辺りのスケジュール感的なところを説明できればお願いします。

管理者（古謝景春）

各市町の副町長と副市長含めて十分議論して、その方向性を示せということでいま指示をしております。これは八重瀬町の問題だけではなくて、南城市も含めてのものでありますから、皆様ご承知のように佐敷出張所は業者が買い上げていま使っていますね。ああいうことも含めて検討すべきだと、いわゆる施設は壊さなくても使えるのであれば、その部分も利用しながらできる方法もございまして、我々の市町がプラスになるような方向で検討させたいと思います。

2番（宮城勝也）

当該地域、皆さんご存知だと思うんですけど、国道整備も進んで交通量も非常に増えて、利便性も高まっている地域で、周辺地域は住宅地、企業用地として非常に土地のニーズが高まっています。そこに新城小学校があるんですけども、10年前は1クラスぐらいだったんですけども、その後、校区編成になって、別の地域から編入もしたりとかしているんですけど、いま本当にこの地域の人口が増えてきて、新しい八重瀬町のまちづくりの段階に移ってきております。

あと八重瀬町には、旧具志頭地域が都市計画の区域外ということで、今後、八重瀬町として、この地域をどういうふうにまちづくりしていくかということで、今年度から都市計画審議会の中で議論されているということですので、ぜひ、この跡地利用が非常に八重瀬町にとっても重要な地域になっております。

ということで、私の方も個人的に向こうをいろいろ使いたいというようなお問い合わせもいただいている中で、いまその返答にどうしてこうということなんですか、これから議論することでしたので、ぜひしっかり私も八重瀬町は地元ですので、八重瀬町の新しいまちづくりがそこから始まって、また南城市の方に波及するような形の土地利用をぜひ進めていきたいなというふうに思っております。

また、進捗に適宜また質問を確認していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に3件目の職員派遣についてですが、具体的に2年間だけのことで派遣をおっしゃっていたんですが、成果、派遣して、どういう成果があったのかということをお伺いしたいなと思っております。

次長兼総務課長（島袋清正）

成果なんですけれども、派遣によりまして、構成市町の連絡調整がスムーズになっていまして、防災対策の派遣についてもお互いの協力体制が良くなっております。

例えば、南城市の方なんですけれども、地域防災計画に基づいて新庁舎になりまして、初の防災訓練を行い、あとまた庁舎の避難経路の確認や職員の初動体制の確認、あと庁舎施設の防火シャッターなどの動作、あとまた避難梯子等があるんですけども、その方の実施訓練を行っております。

あと台風や水災害のときの対応や、総務課内での災害対応の図上訓練、机の上の訓練と言いますか、そういうのもありまして、また地域におきまして知名地区がありますが、知名地区が県の防災機関と連携いたしまして、自主防災訓練というのを行っております。

それが大きな要因の一つでもあるんですけども、職員を対象とした応急手当講習会というのも実施されております。あとまた八重瀬町の方も防災体制の確認ということと、あとまた消防に関する補助金等の情報とか収集、手続き等も八重瀬町の派遣した職員の方からこういう情報もありましたので、そのような成果もございます。以上です。

2番（宮城勝也）

このように成果があるのであれば継続してやるべきではないかなと思っておりますが、当時、管理者はいない時期だったと思っておりますけれども、この制度1名ずつ派遣するのが難しければ、一人そう

いう担当職員の方を置いて、連絡調整職員みたいな感じで、随時、南城市、八重瀬町、組合の中でいろいろ事務調整するような形の部署も、例えばさっきあった退職したOBの方を活用するというのも非常にいいことじゃないかなと思いますし、先程答弁の中でもさっき言ったコロナ給付金も情報が入ってこなくなっていてできなかったというのは、本当なら八重瀬町に来いよということだと思うんですけど、こっちからすれば情報出してよというのがあるんです。その間をどういふふうに詰めるかというのは、それは職員の方がそれを担ってくれる方がいれば、それも補えたかなと考えると、ぜひ管理職の皆さん、こういう職員ポジションを新年度からでも置いた方がいいと思うんですが、その辺りちょっと考えをお聞かせいただきたい。

管理者（古謝景春）

先程の給与問題もそうではありますが、専門的な勉強というのは、それは当然、研修等で培われていくものでありまして、我々も総合事務局に派遣したり、また、市町村から派遣しているということで、また自治大に送って勉強させております。そういうことは必要でありますから、継続してやるべきだということで職員を派遣するということは継続してやっていきたいと思っています。

2番（宮城勝也）

八重瀬町長には八重瀬町議会でやりたいと思いますので、そういった中で今回12年ぶりに帰ってきて、全協でのお話を聞いた中で、やはり構成市町の考えと、また現場の皆さんの考えと、また議会と地域の皆さんとか、いろいろまた考えがあつて、しっかりこの辺を調整して連携していかないと、最終的に命を守れないのかなというようなことも感じております。

先程、管理者からありましたけれども、職員派遣も1名派遣ということではなくて、そういう連絡体制が取れるのであればそれでいいと思いますし、最初質問した基金についても現場ではこれぐらいほしいという額があれば、それにどう応えていくかというのも必要だと思いますので、ぜひ、そのあたり今回の質問の3つについては連携して取り組んでいくことが必要かなと思いますので、私も議会議員の立場で皆さんとしっかりまた取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上で、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（運天貴也）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和4年第5回島尻消防組合議会10月定例会を閉会します。